

会津 3F (Fun Fan Festa) プロジェクト
公募型企画プロポーザル実施要領

1 事業の目的

会津地方は、県内でも高齢者の割合が高い地域であり、地域活力の低下が懸念されることから、人口減少・少子高齢化への対策が喫緊の課題となっている。

このため、会津の魅力を体験できる旅行商品の造成等を通じて、会津の「宝」を積極的に発信することで、新たな「会津ファン」を獲得し、観光客をはじめとした交流人口・関係人口の増加を図る。

2 委託事業の概要

(1) 業務名

会津 3F (Fun Fan Festa) プロジェクト

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託費の上限額

9, 498, 500 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 7 年 5 月 21 日（水）
質問受付期限	令和 7 年 5 月 27 日（火）12 時まで
質問回答	令和 7 年 5 月 29 日（木）17 時まで
参加表明書提出期限	令和 7 年 6 月 2 日（月）12 時まで
企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）12 時まで
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 6 月 13 日（金）
審査結果通知・公表	令和 7 年 6 月 16 日（月）以降
業務委託予定者との協議、見積書の提出	令和 6 年 6 月中旬
契約締結	令和 6 年 6 月下旬

4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。

- (1) 事業実施地域内で確実に業務を遂行するための体制が確保されていること。
- (2) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (7) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

- (8) 福島県税を滞納している者でないこと。

- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (10) 常に福島県会津地方振興局と連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

- (11) その他、福島県会津地方振興局との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県会津地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 質問等の受付

質問する者は、**質問書（第1号様式）**を「11 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、本プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和7年5月21日（水）から令和7年5月27日（火）12時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールによるものとします。

件名は『会津3F（Fun Fan Festa）プロジェクトに関する質問』とし、電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県会津地方振興局のホームページに令和7年5月29日（木）17時までに掲載します。（個別の回答は行いません。）

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、『会津広域観光コース造成事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）』を「11 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年6月2日(月) 12時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メールによるものとします。

※郵送による提出は、郵便書留により提出期限までに到着するように送付してください。

※持参による提出の受付期間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時(6月2日は12時)までとします。

※電子メールによる提出は、件名は『会津広域観光コース造成事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書』とし、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する者は、「(4) 提出書類」に定める書類を「11 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月9日(月) 12時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参(電子メールによる提出は不可とします。)

※郵送による提出は、郵便書留により提出期限までに到着するように送付してください。

※持参による提出の受付期間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時(6月9日は12時)までとします。

(3) 企画提案書の記載内容

別紙「業務委託仕様書(案)」の「第2 事業の内容」について提案すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書及び作業工程表(様式任意。ただし、日本産業規格A列4番とします。)

イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本産業規格A列4番とします。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 企画提案者の概要及び国・県・地方公共団体等から受注した委託事業実績一覧(過去3年程度)(様式任意)

オ 業務実施体制書(様式任意)

カ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

キ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)(法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)

ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第3号様式)

(5) 提出部数

ア～オ 7部(正本1部、副本6部)、カ～ク 1部(正本1部)

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 上記4で定める参加資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 上記8で定める提出期限を過ぎて提出された提案

ウ 上記2で定める委託費の上限額を超える提案

エ 提出したプロポーザル参加表明書及び企画提案書が、民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95

- 条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他本実施要領に違反すると認められる場合

（２）複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（３）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

（４）提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え又は再提出はできません。なお、提出書類は返却しません。

（５）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、プロポーザル参加者の負担とします。

（６）その他

提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

（１）審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県会津地方振興局はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します（審査基準は別記参照）。

（２）プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和 7 年 6 月 13 日（金）

※詳細については、後日連絡します。

イ 開催場所

福島県会津若松合同庁舎 本館 3 階 地域連携室（予定）

（住所 福島県会津若松市追手町 7 番 5 号）

※詳細については、後日連絡します。

ウ プレゼンテーションの所要時間とやり方

20 分間の説明と 10 分間の質疑を実施します。

説明時に使用できる資料は、上記 8 の（４）で提出のあった紙媒体の資料のみとします。

エ 審査基準等

別記「審査基準等」のとおり。

オ 評価方法

別記「評価方法」のとおり。

カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員毎に事業者の順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が 1 者の場合、全審査委員の合計評価点の平均が 60 点以上であることを条件とします。

（３）審査結果の通知等

ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、福島県会津地方振興局のホームページにて審査結果（業務委託予定者については事業者名、各審査委員の順位の平均及び総得点、業務委託予定者以外については事業者名を伏せた上で、各審査委員の順位の平均及び総得点）を公表します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して 2 週間以内に、書面により審査結果の説明を求めることができます。

なお、説明請求に対する回答の内容は「伏せられた事業者のうち、請求者がどの事業者であったか」を公表するものとする。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者と福島県会津地方振興局が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合があります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限額を越えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と福島県会津地方振興局との間で協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

11 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課（担当：植野）

電話：0242-29-5292、E-mail：aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

【別記 審査基準等】

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力等	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10
	スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できる計画であるか。進行管理体制は適切か。	5
	業務実績	・本業務と類似の業務の十分な実績があり、その経験やノウハウを本業務にいかせるか。	5
企画提案内容	企画提案（企画性①）	・20代～40代の観光客の需要を把握した上で、販売する商品のターゲットやニーズが明確となっている。	10
	企画提案（企画性②）	・既存の旅行商品や観光客の周遊コースに含まれていない地域事業者（例えば、会津地域にU・Iターンして観光関連事業や宿泊事業、自然体験事業等を起業された方々）と連携し、コースに組み込む枠組みとなっているか。	10
	企画提案（企画性③）	・商品の販売方法は、販売実績が出るようターゲットやニーズに合致したものであるか。	10
		・商品の販売PR方法は、販売を促進するものであり、販売実績につながるような提案であるか。	5
	企画提案（企画性④）	・情報発信において、首都圏や隣県からの観光客が観光コースを体験したくなるような、誘客力のある発信の提案となっているか。	10
		・若い世代の観光客を呼び込むために効果的な発信方法を用いているか。	5
	企画提案（企画性⑤）	・イベントでの観光商品や地元特産品のPRについて、誘客に効果的な内容となっているか。	15
	企画提案（独創性）	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的か。	5
事業費	・業務経費は適正であるか。		5
	・パートナーシップ構築宣言を宣言しているか。		5
合 計			100

【別記 評価方法】

審査項目毎に以下の評価基準により評価点を付します。

評 価 点			評 価
15満点	10満点	5満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る